

令和 2 年 第 2 回 東 浦 町 議 会 定 例 会 議 案

令 和 2 年 6 月 9 日 提 出

目 次

| | | |
|--------|---------------------------------|----|
| 同意第2号 | 人権擁護委員の推薦について | 1 |
| 同意第3号 | 人権擁護委員の推薦について | 2 |
| 同意第4号 | 農業委員会委員の任命について | 3 |
| 同意第5号 | 農業委員会委員の任命について | 4 |
| 同意第6号 | 農業委員会委員の任命について | 5 |
| 同意第7号 | 農業委員会委員の任命について | 6 |
| 同意第8号 | 農業委員会委員の任命について | 7 |
| 同意第9号 | 農業委員会委員の任命について | 8 |
| 同意第10号 | 農業委員会委員の任命について | 9 |
| 同意第11号 | 農業委員会委員の任命について | 10 |
| 同意第12号 | 農業委員会委員の任命について | 11 |
| 同意第13号 | 農業委員会委員の任命について | 12 |
| 同意第14号 | 農業委員会委員の任命について | 13 |
| 同意第15号 | 農業委員会委員の任命について | 14 |
| 同意第16号 | 農業委員会委員の任命について | 15 |
| 議案第21号 | 東浦町認知症にやさしいまちづくり推進条例の制定について | 16 |
| 議案第22号 | 東浦町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について | 19 |
| 議案第23号 | 東浦町先端産業育成条例の一部改正について | 25 |
| 議案第24号 | 東浦町ふれあい広場条例の一部改正について | 27 |
| 議案第25号 | 令和2年度東浦町一般会計補正予算(第4号) | 別添 |
| 議案第26号 | 令和2年度東浦町下水道事業会計補正予算(第1号) | 別添 |
| 議案第27号 | 工事請負契約の締結について(校内LAN改修工事) | 28 |
| 議案第28号 | 工事請負契約の締結について(緒川コミュニティセンター改修工事) | 29 |
| 議案第29号 | 令和元年度東浦町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について | 30 |
| 議案第30号 | 町道路線の認定について | 31 |

同意第2号

人権擁護委員の推薦について

次の者を人権擁護委員に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を聞く。

令和2年6月9日提出

東浦町長 神谷明彦

鈴木了三

東浦町大字緒川 昭和43年生

提案理由

人権擁護委員鈴木了三の任期が、令和2年9月30日をもって満了となることに伴い、次期委員を法務大臣に推薦するため提案するものである。

同意第3号

人権擁護委員の推薦について

次の者を人権擁護委員に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を聞く。

令和2年6月9日提出

東浦町長 神谷明彦

中村建志郎

東浦町大字緒川 昭和23年生

提案理由

人権擁護委員中村建志郎の任期が、令和2年9月30日をもって満了となることに伴い、次期委員を法務大臣に推薦するため提案するものである。

同意第4号

農業委員会委員の任命について

次の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和2年6月9日提出

東浦町長 神谷明彦

神谷正樹

東浦町大字藤江 昭和23年生

提案理由

農業委員会委員の任期が、令和2年7月19日をもって満了となることに伴い、次期委員を任命するため提案するものである。

同意第5号

農業委員会委員の任命について

次の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和2年6月9日提出

東浦町長 神谷明彦

鈴木元春

東浦町大字石浜 昭和34年生

提案理由

農業委員会委員の任期が、令和2年7月19日をもって満了となることに伴い、次期委員を任命するため提案するものである。

同意第6号

農業委員会委員の任命について

次の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和2年6月9日提出

東浦町長 神谷明彦

鈴木 讓

東浦町大字藤江 昭和30年生

提案理由

農業委員会委員の任期が、令和2年7月19日をもって満了となることに伴い、次期委員を任命するため提案するものである。

同意第7号

農業委員会委員の任命について

次の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和2年6月9日提出

東浦町長 神谷明彦

竹内園子

東浦町大字石浜 昭和29年生

提案理由

農業委員会委員の任期が、令和2年7月19日をもって満了となることに伴い、次期委員を任命するため提案するものである。

同意第8号

農業委員会委員の任命について

次の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和2年6月9日提出

東浦町長 神谷明彦

戸田重雄

東浦町大字緒川 昭和24年生

提案理由

農業委員会委員の任期が、令和2年7月19日をもって満了となることに伴い、次期委員を任命するため提案するものである。

同意第9号

農業委員会委員の任命について

次の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和2年6月9日提出

東浦町長 神谷明彦

戸田忠良

東浦町大字緒川 昭和32年生

提案理由

農業委員会委員の任期が、令和2年7月19日をもって満了となることに伴い、次期委員を任命するため提案するものである。

同意第10号

農業委員会委員の任命について

次の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和2年6月9日提出

東浦町長 神谷明彦

戸田雅博

東浦町大字緒川 昭和32年生

提案理由

農業委員会委員の任期が、令和2年7月19日をもって満了となることに伴い、次期委員を任命するため提案するものである。

同意第11号

農業委員会委員の任命について

次の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和2年6月9日提出

東浦町長 神谷明彦

外山謙一

東浦町大字森岡 昭和23年生

提案理由

農業委員会委員の任期が、令和2年7月19日をもって満了となることに伴い、次期委員を任命するため提案するものである。

同意第12号

農業委員会委員の任命について

次の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和2年6月9日提出

東浦町長 神谷明彦

長坂重吉

東浦町大字石浜 昭和30年生

提案理由

農業委員会委員の任期が、令和2年7月19日をもって満了となることに伴い、次期委員を任命するため提案するものである。

同意第13号

農業委員会委員の任命について

次の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和2年6月9日提出

東浦町長 神谷明彦

長坂吉和

東浦町大字緒川 昭和23年生

提案理由

農業委員会委員の任期が、令和2年7月19日をもって満了となることに伴い、次期委員を任命するため提案するものである。

同意第14号

農業委員会委員の任命について

次の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和2年6月9日提出

東浦町長 神谷明彦

原田芳房

東浦町大字生路 昭和25年生

提案理由

農業委員会委員の任期が、令和2年7月19日をもって満了となることに伴い、次期委員を任命するため提案するものである。

同意第15号

農業委員会委員の任命について

次の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和2年6月9日提出

東浦町長 神谷明彦

水野 茂

東浦町大字生路 昭和28年生

提案理由

農業委員会委員の任期が、令和2年7月19日をもって満了となることに伴い、次期委員を任命するため提案するものである。

同意第16号

農業委員会委員の任命について

次の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和2年6月9日提出

東浦町長 神谷明彦

水野雅宣

東浦町大字森岡 昭和34年生

提案理由

農業委員会委員の任期が、令和2年7月19日をもって満了となることに伴い、次期委員を任命するため提案するものである。

議案第 21 号

東浦町認知症にやさしいまちづくり推進条例の制定について
東浦町認知症にやさしいまちづくり推進条例を次のように定めるものとする。

令和 2 年 6 月 9 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

東浦町認知症にやさしいまちづくり推進条例

(目的)

第 1 条 この条例は、認知症にやさしいまちづくりについて、町の責務並びに町民等、事業者、関係機関及び地域組織の役割を明らかにすることにより、認知症の人、その家族等が可能な限り住み慣れた地域で、地域社会の一員として日常生活を営むことができる認知症にやさしいまちを実現することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 認知症 脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態をいう。
- (2) 認知症予防等 認知症を予防し、及び認知症の進行を緩やかにすることをいう。
- (3) 町民等 町内に居住し、勤務し、又は通学する者をいう。
- (4) 事業者 町内において事業活動を行う者をいう。
- (5) 関係機関 認知症に関する医療又は介護の支援に携わる機関をいう。
- (6) 地域組織 コミュニティ推進協議会、自治会その他の一定の地域に住所を有する者により構成された組織及び町内で活動するボランティア団体をいう。

(基本理念)

第 3 条 町、町民等、事業者、関係機関及び地域組織は、次の各号に掲げる基本理念にのっとり、認知症にやさしいまちづくりを推進するものとする。

- (1) 認知症の人、その家族等が、可能な限り住み慣れた地域で、地域社会の一員として自分らしく暮らし続けられること。
- (2) 誰もが認知症に関わる可能性があることを踏まえ、認知症の人、その家族等の立場に立つこと。
- (3) 町、町民等、事業者、関係機関及び地域組織が、それぞれの責務又は役割を果たすとともに、相互に連携すること。

(町の責務)

第 4 条 町は、その組織内において一体的に連携し、認知症の人、その家族等に対する総合的な施策を実施するとともに、愛知県、事業者、関係機関及び地域組織と連携を図るものとする。

2 町は、認知症の人、その家族等の意見を踏まえ、施策を実施するものとする。

(町民等の役割)

第5条 町民等は、認知症に対する理解を深めるよう努めるとともに、地域の住民の支え合いの活動に取り組むよう努めるものとする。

- 2 町民等は、日常生活において、自ら認知症予防等に資する可能性のある活動に取り組むよう努めるとともに、いつまでも自らの望む暮らしをするために、あらかじめ周囲と話し合うよう努めるものとする。
- 3 町民等は、町、事業者、関係機関及び地域組織が実施する認知症に関する施策又は取組に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、認知症に対する理解を深めるために、従業員に対し必要な教育を実施するよう努めるものとする。

- 2 事業者は、認知症の人が安心して自らの意思及び能力に応じて働くことができるよう、認知症の人の特性に応じた配慮に努めるものとする。
- 3 事業者は、認知症の人の家族等が安心して働くことができるよう、その人の状況に応じた配慮に努めるものとする。
- 4 事業者は、認知症の人、その家族等が暮らしに関わる必要なサービス及び支援を安心して利用できるよう、環境の整備に努めるものとする。
- 5 事業者は、町、町民等、関係機関及び地域組織が実施する認知症に関する施策又は取組に協力するよう努めるものとする。

(関係機関の役割)

第7条 関係機関は、認知症に対する理解を深めるよう努めるとともに、相互に連携し、認知症の人の状態及びその家族等の状況に応じた適切な支援を行うよう努めるものとする。

- 2 関係機関は、認知症の人及びその家族等が可能な限り住み慣れた地域で日常生活を営むために必要な情報を、適宜適切に発信するよう努めるものとする。
- 3 関係機関は、町、町民等、事業者及び地域組織が実施する認知症に関する施策又は取組に協力するよう努めるものとする。

(地域組織の役割)

第8条 地域組織は、認知症に対する理解を深めるよう努めるとともに、地域の住民の支え合いの活動に取り組むよう努めるものとする。

- 2 地域組織は、町、町民等、事業者及び関係機関が実施する認知症に関する施策又は取組に協力するよう努めるものとする。

(認知症に関する理解の促進)

第9条 町は、小中学生をはじめとする幅広い世代の町民等、事業者、関係機関及び地域組織が認知症に関する理解を深めることができるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(認知症の人の視点に立った生活環境の整備)

第10条 町は、認知症の人、その家族等が可能な限り住み慣れた地域で日常生活を営

むことができるよう、事業者、関係機関又は地域組織と連携し、見守り等を行うための体制整備、成年後見制度の利用の促進、安心して認知症の人が外出できる環境の整備その他必要な施策を講ずるものとする。

2 町は、事業者、関係機関又は地域組織と連携し、認知症の人、その家族等が地域社会に参加できるよう必要な施策を講ずるものとする。

(災害時等の対応)

第 11 条 町は、災害その他非常の事態及び認知症の人が行方不明となった場合における認知症の人の安全の確保に資するため、愛知県、事業者、関係機関又は地域組織と連携し、必要な施策を講ずるものとする。

(認知症予防等の促進)

第 12 条 町は、町民等の認知症予防等に資する可能性のある活動が促進されるよう、事業者、関係機関又は地域組織と連携し、当該活動の普及その他必要な施策を講ずるものとする。

(医療及び介護の連携体制の整備等)

第 13 条 町は、認知症の人の状態及びその家族等の状況に応じた適宜適切な支援を実施するため、医療及び介護の連携体制を整備するとともに、町民等に対し必要な情報を適切に提供できる体制を整備するものとする。

2 町は、認知症の人が生活をしていく上で必要な意思決定の支援を適切に受けられることができるよう、関係機関と連携し、必要な施策を講ずるものとする。

(相談環境の整備)

第 14 条 町は、認知症の人、その家族等が身近で気軽に相談できる環境を整備するものとする。

2 町は、町民等、事業者、関係機関及び地域組織が身近で気軽に相談できる環境を整備するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

認知症にやさしいまちづくりについて、町の責務並びに町民等、事業者、関係機関及び地域組織の役割を定めるため提案するものである。

議案第 22 号

東浦町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

東浦町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 2 年 6 月 9 日提出

東浦町長 神谷 明彦

東浦町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

東浦町消防団員等公務災害補償条例（昭和 41 年東浦町条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条及び別表を改正後の欄の条及び別表に改める。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>(補償基礎額)</p> <p>第 5 条 略</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 非常勤消防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは身体障害を有することとなった場合には、死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日（以下「<u>事故発生日</u>」<u>という。</u>）において当該非常勤消防団員が属していた階級及び当該階級に任命された日からの勤務年数に応じて別表に定める額とする。</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「<u>消防作業従事者等</u>」<u>という。</u>）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、</p> | <p>(補償基礎額)</p> <p>第 5 条 略</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 非常勤消防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは身体障害を有することとなった場合には、死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日において当該非常勤消防団員が属していた階級及び当該階級に任命された日からの勤務年数に応じて別表に定める額とする。</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「<u>消防作業従事者等</u>」<u>という。</u>）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、</p> |

若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは身体障害を有することとなった場合には、8,900円とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、14,200円を超えない範囲内において、これを増額した額とすることができる。

- 3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員又は消防作業従事者等（以下「非常勤消防団員等」という。）の事故発生日において、他の生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号又は第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき333円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。

(1) から (6) まで 略

4 略

附 則

(障害補償年金前払一時金)

第3条の4 略

2から4まで 略

- 5 障害補償年金前払一時金が支給される場合には、当該障害補償年金前払一時金に係る障害補償年金は、当該障害補償年金を支給すべき事由が生じた

若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは身体障害を有することとなった場合には、8,800円とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、14,200円を超えない範囲内において、これを増額した額とすることができる。

- 3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員又は消防作業従事者等（以下「非常勤消防団員等」という。）の死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日において、他の生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号又は第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき333円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。

(1) から (6) まで 略

4 略

附 則

(障害補償年金前払一時金)

第3条の4 略

2から4まで 略

- 5 障害補償年金前払一時金が支給される場合には、当該障害補償年金前払一時金に係る障害補償年金は、当該障害補償年金を支給すべき事由が生じた

日の属する月の翌月（第1項の申出が第2項ただし書の規定によるものである場合には、当該申出が行われた日の属する月の翌月）から、次に掲げる額の合計額が当該障害補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止する。

(1) 略

(2) 当該障害補償年金前払一時金が生給された月後の最初の障害補償年金の支給期月から1年を経過する月後の各月に支給されるべき障害補償年金の額を、事故発生日における法定利率に当該支給期月以後の経過年数（当該年数に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を乗じて得た数に1を加えた数で除して得た額

6 前項の規定による障害補償年金の支給の停止が終了する月に係る障害補償年金の額は、当該終了する月が、同項に規定する支給期月から起算して1年以内の場合にあっては当該障害補償年金前払一時金の額から同項の規定により各月に支給されるべき当該障害補償年金の額の全額につき支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額（以下この項において「全額停止期間に係る合計額」という。）を差し引いた額を、当該支給期月から起算して1年を超える場合にあっては当該障害補償年金前払一時金の額から全額停止期間に係る合計額を差し引いた額に事故発生日における法定利率に当該終了する月の前項に規定する経過年数を乗じて得た数に1を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月に支給されるべき当該障害補償年金の額が

日の属する月の翌月（第1項の申出が第2項ただし書の規定によるものである場合には、当該申出が行われた日の属する月の翌月）から、次に掲げる額の合計額が当該障害補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止する。

(1) 略

(2) 当該障害補償年金前払一時金が生給された月後の最初の障害補償年金の支給期月から1年を経過する月後の各月に支給されるべき障害補償年金の額を、100分の5に当該支給期月以後の経過年数（当該年数に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を乗じて得た数に1を加えた数で除して得た額

6 前項の規定による障害補償年金の支給の停止が終了する月に係る障害補償年金の額は、当該終了する月が、同項に規定する支給期月から起算して1年以内の場合にあっては当該障害補償年金前払一時金の額から同項の規定により各月に支給されるべき当該障害補償年金の額の全額につき支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額（以下この項において「全額停止期間に係る合計額」という。）を差し引いた額を、当該支給期月から起算して1年を超える場合にあっては当該障害補償年金前払一時金の額から全額停止期間に係る合計額を差し引いた額に100分の5に当該終了する月の前項に規定する経過年数を乗じて得た数に1を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月に支給されるべき当該障害補償年金の額から差し引いた額

ら差し引いた額とする。

(遺族補償年金前払一時金)

第4条 略

2から6まで 略

7 遺族補償年金前払一時金が支給される場合には、当該遺族補償年金前払一時金の支給の原因たる非常勤消防団員等の死亡に係る遺族補償年金は、当該遺族補償年金を支給すべき事由が生じた日の属する月（次条第2項の規定に基づき遺族補償年金を受けることができることとされた遺族であって当該遺族補償年金を受ける権利を有することとなったもの（以下この項において「特例遺族補償年金受給権者」という。）が第1項の申出を行った場合にあつては、その者が当該遺族補償年金に係る非常勤消防団員等の死亡の時期に応じ次条第2項の表の右欄に掲げる年齢（以下この項において「支給停止解除年齢」という。）に達する月）の翌月（第1項の申出が第2項ただし書の規定によるものである場合には、当該申出が行われた日の属する月の翌月）から、次に掲げる額の合計額が当該遺族補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止する。

(1) 略

(2) 当該遺族補償年金前払一時金が支給された月後の最初の遺族補償年金の支給期月から1年を経過する月後の各月に支給されるべき遺族補償年金の額を、事故発生日における法定利率に当該支給期月以後の経過年数（当該年数に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を乗じて得た数に1を加えた数で除して得た額

とする。

(遺族補償年金前払一時金)

第4条 略

2から6まで 略

7 遺族補償年金前払一時金が支給される場合には、当該遺族補償年金前払一時金の支給の原因たる非常勤消防団員等の死亡に係る遺族補償年金は、当該遺族補償年金を支給すべき事由が生じた日の属する月（次条第2項の規定に基づき遺族補償年金を受けることができることとされた遺族であって当該遺族補償年金を受ける権利を有することとなったもの（以下この項において「特例遺族補償年金受給権者」という。）が第1項の申出を行った場合にあつては、その者が当該遺族補償年金に係る非常勤消防団員等の死亡の時期に応じ次条第2項の表の右欄に掲げる年齢（以下この項において「支給停止解除年齢」という。）に達する月）の翌月（第1項の申出が第2項ただし書の規定によるものである場合には、当該申出が行われた日の属する月の翌月）から、次に掲げる額の合計額が当該遺族補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止する。

(1) 略

(2) 当該遺族補償年金前払一時金が支給された月後の最初の遺族補償年金の支給期月から1年を経過する月後の各月に支給されるべき遺族補償年金の額を、100分の5に当該支給期月以後の経過年数（当該年数に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を乗じて得た数に1を加えた数で除して得た額

8 前項の規定による遺族補償年金の支給の停止が終了する月に係る遺族補償年金の額は、当該終了する月が、同項に規定する支給期月から起算して1年以内の場合にあっては当該遺族補償年金前払一時金の額から同項の規定により各月に支給されるべき当該遺族補償年金の額の全額につき支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額（以下この項において「全額停止期間に係る合計額」という。）を差し引いた額を、当該支給期月から起算して1年を超える場合にあっては当該遺族補償年金前払一時金の額から金額停止期間に係る合計額を差し引いた額に**事故発生日における法定利率**に当該終了する月の前項に規定する経過年数を乗じて得た数に1を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月に支給されるべき当該遺族補償年金の額から差し引いた額とする。

9 略

別表 補償基礎額表（第5条関係）

| 階級 | 勤務年数 | | |
|-----------|---------|----------------|---------|
| | 10年未満 | 10年以上 20年未満 | 20年以上 |
| 団長及び副団長 | 12,440円 | 13,320円 | 略 |
| 分団長及び副分団長 | 10,670円 | 11,550円 | 12,440円 |
| 部長、班長及び団員 | 8,900円 | 9,790円 | 10,670円 |

備考

1 事故発生日に、当該事故又は疾病

8 前項の規定による遺族補償年金の支給の停止が終了する月に係る遺族補償年金の額は、当該終了する月が、同項に規定する支給期月から起算して1年以内の場合にあっては当該遺族補償年金前払一時金の額から同項の規定により各月に支給されるべき当該遺族補償年金の額の全額につき支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額（以下この項において「全額停止期間に係る合計額」という。）を差し引いた額を、当該支給期月から起算して1年を超える場合にあっては当該遺族補償年金前払一時金の額から金額停止期間に係る合計額を差し引いた額に**100分の5**に当該終了する月の前項に規定する経過年数を乗じて得た数に1を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月に支給されるべき当該遺族補償年金の額から差し引いた額とする。

9 略

別表 補償基礎額表（第5条関係）

| 階級 | 勤務年数 | | |
|-----------|---------|----------------|---------|
| | 10年未満 | 10年以上 20年未満 | 20年以上 |
| 団長及び副団長 | 12,400円 | 13,300円 | 略 |
| 分団長及び副分団長 | 10,500円 | 11,500円 | 12,400円 |
| 部長、班長及び団員 | 8,800円 | 9,700円 | 10,600円 |

備考

1 死亡若しくは負傷の原因である事

| | |
|---|---|
| <p>が発生したことにより特に上位の階級に任命された非常勤消防団員の階級は、当該事故又は疾病が発生した日の前日においてその者が属していた階級による。</p> <p>2 略</p> | <p><u>故が発生した日又は診断によって死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によって疾病の発生が確定した日</u>に、当該事故又は疾病が発生したことにより特に上位の階級に任命された非常勤消防団員の階級は、当該事故又は疾病が発生した日の前日においてその者が属していた階級による。</p> <p>2 略</p> |
|---|---|

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の東浦町消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）第5条第2項及び別表の規定は、令和2年4月1日以後に支給すべき事由の生じた同条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る新条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

提案理由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、所要の規定を整理するため提案するものである。

議案第23号

東浦町先端産業育成条例の一部改正について

東浦町先端産業育成条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和2年6月9日提出

東浦町長 神谷明彦

東浦町先端産業育成条例の一部を改正する条例

東浦町先端産業育成条例（平成11年東浦町条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>(認定の要件)</p> <p>第3条 町長は、中小企業者が先端産業に係る工場等の新增設をする場合において、新增設工場等が、次に掲げる要件のいずれにも該当するときは、当該中小企業者を交付金の交付対象企業として認定することができる。</p> <p>(1) 認定申請時において、固定資産取得費用が<u>2億円以上であること。</u></p> <p>(2) <u>当該工場等の新增設に伴い新たに雇用される常用の従業員数が5人以上であること。ただし、当該新增設に係るロボット等の先端的な設備の導入による労働生産性の向上を図る計画を有し、労働生産性の向上が図られると町長が認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>(3) 略</p> | <p>(認定の要件)</p> <p>第3条 町長は、中小企業者が先端産業に係る工場等の新增設をする場合において、新增設工場等が、次に掲げる要件のいずれにも該当するときは、当該中小企業者を交付金の交付対象企業として認定することができる。</p> <p>(1) 認定申請時において、固定資産取得費用が<u>2億円以上で、かつ、当該工場等の新增設に伴い新たに雇用される常用の従業員数が5人以上であること。</u></p> <p>(2) 略</p> |

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の東浦町先端産業育成条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付金の交付対象企業の認定を受けようとする中小企業者について適用し、同日前に交付金の交付対象企業の認定を受けようとする中小企業者については、なお従前の例による。

提案理由

先端産業の工場等を新增設する中小企業者に対する交付金に係る交付対象企業の認定要件を緩和するため提案するものである。

議案第 24 号

東浦町ふれあい広場条例の一部改正について

東浦町ふれあい広場条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 2 年 6 月 9 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

東浦町ふれあい広場条例の一部を改正する条例

東浦町ふれあい広場条例(平成 21 年東浦町条例第 1 号)の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の別表を改正後の欄の別表に改める。

| 改正後 | | 改正前 | |
|------------------------------|-----------------------------|------------------------------|---------------------------|
| 別表(第 2 条関係) | | 別表(第 2 条関係) | |
| 名称 | 位置 | 名称 | 位置 |
| 臨江寺ふれあい広場の項から肥後原ふれあい広場の項まで 略 | | 臨江寺ふれあい広場の項から肥後原ふれあい広場の項まで 略 | |
| <u>組田ふれあい広場</u> | <u>東浦町大字緒川字組田 8 番地の 6</u> | <u>組田ふれあい広場</u> | <u>東浦町大字緒川字組田 8 番地の 6</u> |
| <u>組田中ふれあい広場</u> | <u>東浦町大字緒川字組田 24 番地の 12</u> | | |
| 石浜ふれあい広場の項から藤江前田ふれあい広場の項まで 略 | | 石浜ふれあい広場の項から藤江前田ふれあい広場の項まで 略 | |

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

組田中ふれあい広場を設置するため提案するものである。

議案第 27 号

工事請負契約の締結について（校内LAN改修工事）

下記のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和2年6月9日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

記

- 1 工 事 名 校内LAN改修工事
- 2 路線等の名称 東浦町立藤江小学校始め7小学校及び東浦中学校始め3中学校
- 3 工 事 場 所 知多郡東浦町地内
- 4 工 事 概 要 既設校舎の普通及び特別教室のネットワーク整備に伴う電気設備工事一式
- 5 契 約 金 額 119,900,000 円
- 6 契約の相手方 名古屋市東区葵1丁目20番地6号
エヌ・ティ・ティ・データ・カスタマサービス株式会社 東海支社
東海支社長 柴田 輝明
- 7 契 約 の 方 法 一般競争入札

提案理由

東浦町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、提案するものである。

議案第 28 号

工事請負契約の締結について（緒川コミュニティセンター改修工事）
下記のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和 2 年 6 月 9 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

記

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 工 事 名 | 緒川コミュニティセンター改修工事 |
| 2 | 路線等の名称 | 緒川コミュニティセンター |
| 3 | 工 事 場 所 | 知多郡東浦町大字緒川字屋敷式区地内 |
| 4 | 工 事 概 要 | 緒川コミュニティセンター（鉄筋コンクリート造、2階建、 延床面積 933.54 平方メートル）のトイレ等改修に伴う建築、 電気設備及び機械設備工事一式 |
| 5 | 契 約 金 額 | 52,580,000 円 |
| 6 | 契約の相手方 | 知多郡東浦町大字藤江字柳牛 28 番地の 1 東浦土建株式会社 代表取締役 長坂 勝之 |
| 7 | 契 約 の 方 法 | 一般競争入札 |

提案理由

東浦町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、提案するものである。

議案第 29 号

令和元年度東浦町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和元年度東浦町水道事業会計未処分利益剰余金 456, 204, 253 円のうち 10, 000, 000 円を建設改良積立金に積み立て、163, 136, 535 円を資本金に組み入れ、残余を繰り越すものとする。

令和 2 年 6 月 9 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

提案理由

令和元年度東浦町水道事業会計未処分利益剰余金を処分するため提案するものである。

議案第 30 号

町道路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり町道路線を認定するものとする。

令和 2 年 6 月 9 日提出

東浦町長 神谷明彦

| 整理番号 | 路線名 | 起 点 (地先) | 重要な経過地 |
|------|-------------|--------------------|--------|
| | | 終 点 (地先) | |
| 2418 | 緒川 418 号線 | 東浦町大字緒川字北山神 1 番 13 | |
| | | 東浦町大字緒川字北山神 1 番 12 | |
| 3244 | 緒川新田 244 号線 | 東浦町大字緒川字組田 27 番 1 | |
| | | 東浦町大字緒川字組田 26 番 10 | |
| 3245 | 緒川新田 245 号線 | 東浦町大字緒川字組田 24 番 12 | |
| | | 東浦町大字緒川字組田 18 番 10 | |
| 5184 | 生路 184 号線 | 東浦町大字生路字東午新田 6 番 7 | |
| | | 東浦町大字生路字東午新田 6 番 5 | |

提案理由

開発行為により道路が築造整備されたことから、新たな道路として認定するため提案するものである。